

議案第25号

取手市火災予防条例の一部を改正する条例について

取手市火災予防条例（昭和37年条例第69号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

不特定多数の者が利用する建物に重大な消防法令違反がある場合に、建物の危険性に関する内容を公表することにより、防火安全に対する認識を高めるとともに、火災被害の軽減を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市火災予防条例の一部を改正する条例

取手市火災予防条例（昭和37年条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p><u>第47条の3 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれらに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p>	

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。